

◆「行為制限刑」～犯罪抑止力を高める新しい刑罰～」1枚提案書

◆◆◆ 1.定義 ◆◆◆

「行為制限刑」とは犯罪に対する新しい刑罰です。犯罪者の身体を拘束するのではなく、犯罪者の行為を制限するというものです。

◆◆◆ 2.提案の背景 ◆◆◆

- 現行の刑罰だけでは犯罪抑止力、再犯防止力が弱い。（助長している面もある。）
- 更生制度の効果には限界があり、再犯防止力が足りない。
- 刑務所の過剰収容により、2つの問題が起きる。すなわち、経費の増大、そして、刑罰の形骸化。
- 日本の刑罰と裁判における量刑、また、実際の刑罰の運用は、加害者に甘く、被害者の感情を黙殺しているような面がある。
- 犯罪者にかかる費用が膨大である。

◆◆◆ 3.目的 ◆◆◆

【主目的】

- 犯罪を抑止する。（初犯と再犯を抑止し、犯罪件数を減少させ、犯罪被害を減少させる。）

【副目的】

- 犯罪者の多くの者が実質的には処罰されていないという現状、また、犯罪者に対する処罰が適正ではないという現状を正し、被害者側の心情に配慮した処罰を行う。

- 犯罪に関係する費用（国と自治体の支出）を抑制する。

◆◆◆ 4.構想 ◆◆◆

- この刑罰の対象者は、拘禁刑を受けない者、拘禁刑または拘留刑の刑期を満了した者、拘禁刑または拘留刑を受刑中の者とする。
- 制限の対象となる行為は、消費活動や移動、所有、利得活動、就業、公共サービスの利用、死後被行為、参政権の行使、表現活動など。
- 刑期は、有期と無期、どちらも設ける。
- 制限する行為の数は、限定しない。犯罪内容によって決める。
- 制限行為をどのように選択するか？…あらかじめ抽象的な選択基準を定めるが、具体的には定めない。犯罪内容を考慮して、次の観点から判断する。
 - ①被害者を保護する。②再犯を防止する。③再犯による大きな被害を防止する。④更生を促進する。⑤更生を阻害しない。⑥最低限度の生活を阻害しない。⑦こらしめる。（快楽、享楽、贅沢、見栄、これらを減じる。）
- 求刑や量刑において、参考にする標準例を省令で定める。
- 運用は次のように行う。
 - ・他の刑罰と併用することにする。
 - ・仮釈放の条件として使うことができるることにする。
 - ・司法取引に使うことができるることにする。
 - ・量刑において、厳罰化や軽減に使うことができるることにする。
 - ・再犯者に対しては前回よりも厳しい内容にする。
 - ・実効性を確保するため、抜き打ち調査や違反者への処罰などを行う。
- 求刑において、制限する行為を決定する上で、被害者側の要望を聞く。